災施策等債」という。）で総務大臣の指定するものの額	
［2　略］	［2　略］

［2～4　略］

（種別補正に用いる種別）

第七条　種別補正に用いる種別は、次の表に掲げる地方団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとにそれぞれ同表の種別の欄に定めるところによる。

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	種別
都道府県	［一～三　略］	［略］	［略］
	四　補正予算債償還費	1　昭和六十二年度から平成十年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	(1)～(8)　［略］
		2　平成十一年度から平成十四年度まで及び平成十六年度から平成二十九年度までの各年度において国の補正予算等に	(1)～(17)　略］ (18)　平成二十九年度補正予算債 ア　熊本地震による災害の復興事業（再度の災害を防止する事業）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「平成二十九年度都道府県八十・〇％分」という。） イ　学校教育施設等整備事業（大規模改造事業等を除く。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「平成二十九年度都道府県六十・〇％分」という。） ウ　ア及びイに掲げる事業以外の事業に

［2　同上］	［2　同上］

［2～4　同上］

（種別補正に用いる種別）

第七条　種別補正に用いる種別は、次の表に掲げる地方団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとにそれぞれ同表の種別の欄に定めるところによる。

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	種別
都道府県	［一～三　同上］	［同上］	［同上］
	四　補正予算債償還費	1　昭和六十一年度から平成十年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	(1)　昭和六十一年度補正予算債 (2)～(9)　［同上］
		2　平成十一年度から平成十四年度まで及び平成十六年度から平成二十八年度までの各年度において国の補正	［(1)～(17)　同上］ ［新設］